

第 1 回

第 2 次小樽市緑の基本計画

市民懇談会

日時：令和 3 年 11 月 6 日（土） 13：30～

場所：消防庁舎 6 階講堂

次 第

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 開会 | 13：30～ |
| 2 挨拶 | |
| 3 緑の基本計画の概要 | 13：40～14：00 |
| 4 グループ討論 | 14：00～15：30 |
| ～ 休 憩 ～ | 15：30～15：50 |
| 5 グループ発表 | 15：50～16：50 |
| 6 閉会 | ～17：00 |

小樽市建設部公園緑地課

はじめに

「小樽市緑の基本計画」は平成 16 年(2004 年)に策定され、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。

計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化してきました。

次期計画の策定に当たっては、このような社会情勢の変化などに対応し、市民・事業者・行政が協働し、計画の実現を目指すため、皆様からご意見等をお聴きし、計画に反映していきます。

緑の基本計画とは

都市緑地法第 4 条第 1 項に基づいて、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、**緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**を定めるものです。

緑の基本計画に定める事項

都市緑地法第 4 条第 2 項において、基本計画に定める事項として以下のとおり記載されています。

- ・ 緑地の保全及び緑化の目標
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ・ 都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

緑地とは

都市緑地法第 3 条第 1 項において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地と定義されており、主に森林や緑道、河川や海岸線などの水辺環境のほか、公園や学校のグラウンドなどを指します。



《 勝 納 川 》



《 小 樽 公 園 》



《 旧 国 鉄 手 宮 線 》

緑地が有する機能

緑地は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能を有しており、それぞれの緑地の機能がもたらす効果は、日常生活等で様々な環境に寄与しています。

現計画では、緑地が有する4つの機能の効果が発現するよう、それぞれの役割と主な機能に合わせて、緑地の配置方針とそれらを踏まえた総合的な緑地の配置方針を定め、緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。

環境保全機能

【人と自然が共生する都市環境の形成に寄与します】

○主な機能

- ・二酸化炭素の吸収
- ・騒音、振動の緩和
- ・気温の緩和
- ・生物の生息環境の確保

《天狗山》



レクリエーション機能

【住民の多様な余暇活動や健康増進活動を支える場を提供します】

○主な機能

- ・様々な余暇活動の場
- ・休養・休息の場
- ・運動・遊び場

《新光東公園》



防災機能

【都市の防災性、安全性の確保に寄与します】

○主な機能

- ・火災時の延焼の遅延や防止
- ・災害時の避難場所
- ・災害時の救援、復旧活動の拠点
- ・豪雨等に流出量の調整、洪水の予防

《小樽公園》



景観形成機能

【四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成します】

○主な機能

- ・自然景観の形成
- ・都市景観に潤いを与える
- ・郷土に対する愛着意識の涵養

《住吉神社》



緑地の配置方針

環境保全機能	▷都市の骨格を形成する緑地の保全 ・重要な緑地として、市街地背後に広がる丘陵樹林地や海岸線、2級河川の保全を図る。 ▷生き物の生息・生育環境の保全・創出 ・多様な生き物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全、公園整備や河川、道路緑化によりネットワークが形成されるよう、新たな生息・生育環境（ビオトープ）を配置する。 ▷歴史的風土を取りまく緑地の保全 ・市街地内部の社寺境内林及び手宮の樹林地の保全を図る。 ▷快適な生活環境を創出する緑地の保全・整備 ・公共公益施設の緑化や街路樹の適正な配置を進める。 ・市街地周辺のまとまった農地の保全につとめる。
レクリエーション機能	▷身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ・街区公園、近隣公園、地区公園を適正に配置する。 ▷市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 ・既存の総合公園の施設の充実につとめる。 ▷自然や歴史とふれあえる公園の配置 ・特殊公園として、優れた自然景観を有する風致公園を配置することを目標とする。 ▷レクリエーションネットワークの形成 ・自然歩道、緑道、河川、道路の活用によりレクリエーション活動の場や公共公益施設をつなぐネットワークの形成を図る。 ・都市緑地を中心市街地に配置するようつとめる。
防災機能	▷自然災害の防止に役立つ緑地の保全 ・防災機能を有する天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図る。 ・がけ崩れ防止のため、市街地内部の丘陵樹林地の保全を図る。 ▷避難地・避難路となる緑地の配置 ・避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの緑地を配置し、緑の防災ネットワークの形成につとめる。 ▷快適な都市生活を守る緑地の配置 ・工場が集積する地域では、火災・事故による延焼などの緩和のための緑地の配置につとめる。
景観形成機能	▷都市景観を構成する骨格緑地の保全 ・骨格的な緑地として、丘陵樹林地と海岸線の保全を図る。 ▷歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用 ・緑の景観資源として社寺境内林などの保全・活用につとめる。 ▷良好な眺望地点である緑地の保全 ・手宮公園や平磯岬など小樽の中心部を一望できる丘陵地の保全を図る。 ▷うるおいのある都市景観の創出 ・景観資源として、水源地周辺の保全を図る。 ・市街地内の河川景観や道路景観を創出し、連続する景観軸を配置する。
総合的な配置方針	▷骨格的緑地の配置 ・市街地背後の丘陵地、海岸線、勝納川や朝里川などを骨格的な緑地として位置付ける。 ▷緑地等の均衡ある配置 ・緑地の充足度に配慮した都市公園などの整備や既存樹林地の保全により、市全体で均衡ある都市環境が形成されるよう、市街地内部の緑地を配置する。 ・既存の緑地構造を維持するとともに、市街地での緑地の創出を計画する。 ・市街地周辺部については、風致公園を配置する。 ▷安全なまちづくりのための緑地の配置 ・安全性を確保するため、災害を未然に防止し、災害に強い都市構造を形成する体系的な緑地を配置する。また、高齢者や障がい者などの利用に配慮した安全で快適な公園の配置も検討する。